

# 自家発 Q & A 14

## 移動用発電設備の騒音規制等について

5月号では、移動用発電設備の騒音規制、振動規制について紹介します。

**Q 1** 工場等に設置される発電設備に対する騒音規制法及び振動規制法による規制の概要について、この間、2回シリーズで掲載しました。

騒音規制法及び振動規制法による環境規制は、工場、事業場等に設置される定置式の発電設備以外のもの、例えば建設工事現場等で使用される移動用発電設備にも適用されますか。

**A 1** 騒音規制法、振動規制法とも規制の対象は、設備の補機が特定施設（表1、表2）として扱わ

れる発電設備であり、当該発電設備を設置する工場、事業場等において発生する騒音、振動に対して規制基準が適用されます。

騒音規制法、振動規制法による規制は、騒音又は振動に係る固定発生源として工場、事業場等に設置される施設を対象とするもので、騒音及び振動の移動発生源である移動用発電設備については適用されません。

大気汚染防止法のばい煙規制も、同じような考えで行われています。

### 発電設備に関する特定施設

表1 騒音規制法による特定施設

施設	規模
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。

表2 振動規制法による特定施設

施設	規模
圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。

**Q 2** 移動用発電設備に係る騒音及び振動は、現在のところ規制するものがないのですか。

**A 2** 移動用発電設備に係る騒音及び振動は、法律では規制の対象になっていませんが、国の公共工事の大方を所管する国土交通省では、建設工事に伴う騒音、振動の発生を防止するため、独自に「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」を定めています。

この技術指針では、「住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域」の建設工事の騒音、振動対策として、施工者等に次の事項の検討を義務づけています。

- (1) 低騒音、低振動の施工法の選択
- (2) 低騒音型建設機械の選択
- (3) 作業時間帯、作業工程の設定
- (4) 騒音、振動源となる建設機械の配置
- (5) 遮音施設等の設置

この指針では建設工事における発動発電機（移動用発電設備）の使用についても定められており、「可搬式のもの、低騒音型建設機械の使用を原則とする。」こととされています。

**Q 3** この指針の中で示されている「低騒音型建設機械」とは、どのようなものですか。

**A 3** この技術指針とともに、国土交通省では、

表3 騒音基準値（発動発電機）

機 種	機関出力 (kW)	騒音基準値 (dB)
発動発電機	$P < 55$	98
	$55 \leq P$	102

注. 低騒音型建設機械のうち、騒音測定値が基準値から6を減じた値を下回る型式のものが超低騒音型建設機械として扱われ、発動発電機については、上記基準値から6以上低減したものがこれに該当します。

表4 振動基準値

機 種	諸 元	基準値 (dB)
バイブロハンマー	最大起振力 245kN(25tf) 以上	70
	最大起振力 245kN(25tf) 未満	65
バックホウ	標準バケット山積（平積）容量 0.50 (0.4)m <sup>3</sup> 以上	55

「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」を制定し、建設工事等に使用される建設機械で、騒音又は振動が相当程度低減されたものの型式についての指定等に関する必要な事項を定め、低騒音型・低振動型建設機械の利用促進を図っています。

建設機械のうち発動発電機について、騒音の測定値が表3の基準値以下のものを低騒音型建設機械として指定することができることとしています。

また、測定値が表4の基準値以下のものを

振動に関する低振動型建設機械として同じく指定することができることとしています。

**Q 4** 建設機械について、騒音が低騒音型建設機械又は超低騒音型建設機械、振動が低振動型建設機械にそれぞれ該当するかは、何に基づいて判断できますか。

**A 4** 騒音又は振動について、基準値を満たす建設機械については、それを証する次の標識を当該建設機械に貼付することができます。

低騒音型建設機械の標識



超低騒音型建設機械の標識



低振動型建設機械の標識



これらの標識が貼付された建設機械は、国土交通省が発注する工事において、使用の原則化が図られています。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、国、地方公共団体等の公的機関の公共工事においても、環境負荷低減に資するものとして、当該建設機械の使用が図られています。